

著作権教育指導のポイント

著作権指導のポイント

1. 自分が創ったものに関して「他人からされたくないこと」などを考えさせ、人々が創ったものの利用について「決まりを作ること」の必要性を理解させる。
2. 現行の法律ルールに基づき「無断ではいけないこと」などの「決まり」の、具体的内容を理解させる。
3. 自分が創ったものについては「無断で利用されない」という権利を持つことを理解させ、他人に「了解を与える」ことについて、自ら判断し意思決定ができるようにする。

教員が授業のために著作物を使う場合

学校における例外措置を理解しましょう。

新聞記事、小説、絵、音楽、CD-ROM教材の画像などの作品をコピーするときは、原則として著作者に許諾を得る必要があります。しかし、学校（営利を目的としない教育機関）などの教育機関においては、その公共性から、例外的に著作者の許諾を得ることなく、一定の範囲で著作物をコピーすることができます。

教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために他人の著作物をコピーして配布することが認められる場合は、以下の要件が全て満たされている場に限りです。

1. 営利を目的としない教育機関であること
2. 授業を担当する教員やその授業等を受ける児童生徒がコピーすること
3. 本人（教員又は児童生徒）の授業で使用する
4. コピーは、授業に必要な限度内の部数であること
5. 既に公表された著作物であること
6. その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
7. 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所を明示」すること

以上の7項目を全て満たしているときに、教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために他人の著作物をコピーして配布できます。

しかし、問題集やワークブックなど個人に購入させる目的で作成された著作物は、たとえ学校教育下であっても、絶対にコピーや配布をしてはいけません。

発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合に、著作権者の了解なしに利用できるための条件

1. 既に公表された著作物であること
2. 利用法が、「公正な慣行」に合致していること（引用する必然性があること）
3. 利用目的が、報道、批評、研究のための「正当な範囲内」であること（引用の分量については、引用される部分が「従」で、自ら作成する部分が「主」であること）
4. 引用については、カギ括弧などを付して、明確にすること
5. 著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

以上の要件を満たしている必要があります。